

# 平成31年度 学校いじめ防止基本方針

柏市立柏第二小学校

## 1. いじめに関する定義・基本理念

### (1) いじめの定義

いじめとは「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、学校の内外及びインターネット等を通じて行うものも含めてすべての行為を示す。

### (2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行ってきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめの防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2. 校内組織

### (1) 生徒指導部会

- ・毎月一回及び必要に応じて開催する。
- ・管理職，生徒指導主任，各学年の代表者，養護教諭，特別支援コーディネーターで組織する。
- ・各学年の児童のいじめの状況等について情報交換をする。
- ・生活指導年間計画，生活アンケート等の見直し・改善を図る。
- ・特別な支援を要する児童について情報交換を行い，個別の指導計画及び支援計画について検討する。

### (2) 校内委員会

- ・特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報をもとに，年度初め及び必要に応じて，共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

### (3) 職員会議

- ・年度初めの会議において，当該年度の「学校いじめ基本方針」を共通理解する。
- ・いじめの状況や特別な支援を要する児童等について，全職員で共通理解を図る場とする。

### (4) いじめ対策会議

- ・いじめ重大事案が発生した場合に臨時的に設置する。
- ・校長が主催し，いじめ事案の解決に向けて協議する場とする。
- ・管理職，生徒指導主任，担任，各学年主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラーで構成する。
- ・必要に応じて，校医，生徒指導アドバイザー，SC スーパーバイザーを構成員とする。

### (5) 組織図

別紙1のとおり

## 3. 積極的生徒指導（未然防止）

### (1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は，学校が大半を占めている。担任の言動が，教室の雰囲気や子ども同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識した指導が必要である。

#### ① 児童理解

- ・家庭環境，配慮事項等，情報を共有に児童理解に努める。
- ・配慮が必要な児童の情報は，管理職，学年主任に報告するとともに，全職員で共有化し，児童理解に基づいた指導を行う。
- ・教育相談，アンケートによる児童理解を行い，児童の心情理解に基づいた指導を行う。

## ② 学級集団づくり

- ・一人一人自己有用感を得られる学級集団づくりを行う。
- ・いじめをしない、させない、傍観しない等、正しいことが認められる集団づくりを行う。
- ・互いを大切に、認め合える人間関係づくりに努める。

## (2) 居場所づくりと自己有用感

- ・一人一人の居場所づくりを行う。
- ・児童個々の特性を理解し、各教科や特別活動等で活躍できるよう、一人一人の特性を生かす場面を意図的に展開していくようする。
- ・自己有用感を高めることと下級生への思いやりの心を育むという両面から、縦割り活動を実施し、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えていく。

## (3) 教科指導

- ・学習指導方法の工夫改善を図り、考えや意見を交換し合い理解を深めさせていく。
- ・「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じることが出来る授業展開をする。

## (4) 道徳教育

- ・道徳教育全体計画に基づき、礼儀、思いやり、生命尊重等について適宜指導を行っていく。
- ・道徳教育の要である、道徳の学習を通して、道徳的価値について理解ができるようにする。

# 4. 早期発見と組織的対応

## (1) 教育相談月間

教育相談月間（10月）を設け、全員と相談を実施するようにする。必要に応じて担任以外の職員との相談も可能とする。特に話がないという児童についても、必ず実施する。

## (2) アンケート

①「いじめアンケート」…毎学期末に実施する。

②「生活アンケート」…毎月実施する。

以上のアンケートから、いじめの状況等を把握し、管理職、生徒指導部会、学年で対応し、早期解決かつ経過観察を行う。アンケートは、5年間は保存する。

## (3) 組織的対応

### ① 情報収集・事実の確認

- ・複数で対応する。※特に、高学年の女子については男性職員一人での聞き取りは避ける。
- ・発達段階に応じて、実施場所や実施時間を配慮する。
- ・客観的事実を聞き取り、記録を残す。

### ② 当事者への対応

いじめの事実を確認した場合、話し合いの場を設ける。毅然とした態度と、寄り添う姿勢を心がけて対応する。

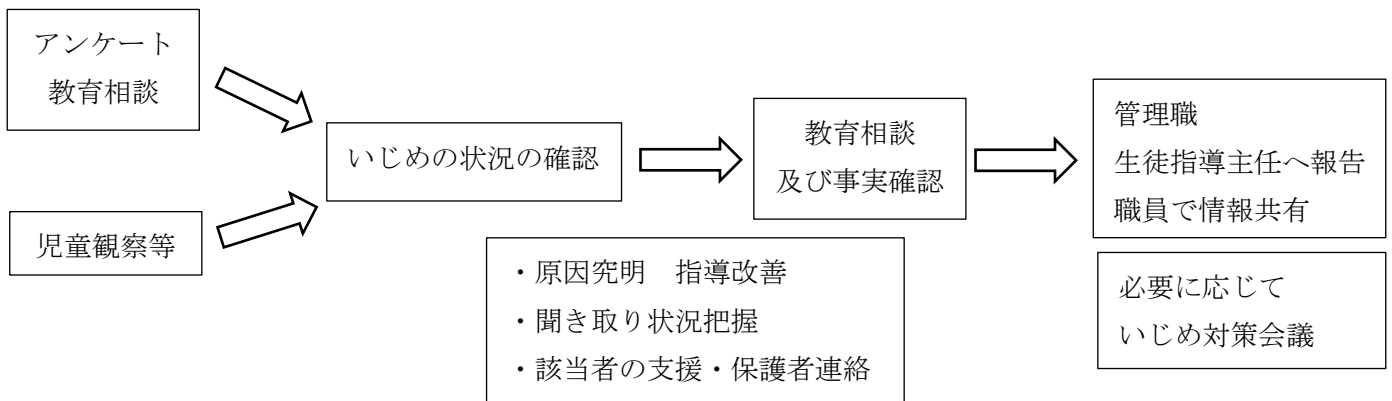
③ 保護者への対応

管理職の判断のもと、保護者との連絡を行う。傾聴の姿勢を心掛け、児童を第一に考えた対応をする。

④ 事後対応

- ・その後の様子を確認するため、適宜観察及び声かけをし、管理職、生徒指導部会、学年間で情報を共有する。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。

【いじめ発見から対応までの流れ】



5. 関係機関等の連携

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告する。重大事案については、指導課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。

(2) 歩道センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、少年補導センター等へ相談し繰り返し指導を行う。

(3) 幼保小中

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ伝える。

(4) 警察

必要があれば警察に連絡する。

## 6. 保護者・地域

### (1) 啓発

子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。

### (2) 保護者相談日

希望者は面談を行い、未然防止及び早期発見・解決に努める。

### (3) あいさつ運動（地域見守りボランティア）

保護者、地域ボランティアさんの方々に協力していただく。朝のあいさつを通して、子どもたちを見守ると共に、児童にとっては、大切にしてもらえているとの安心感を持たせたい。

## 7. 重大事態発生時

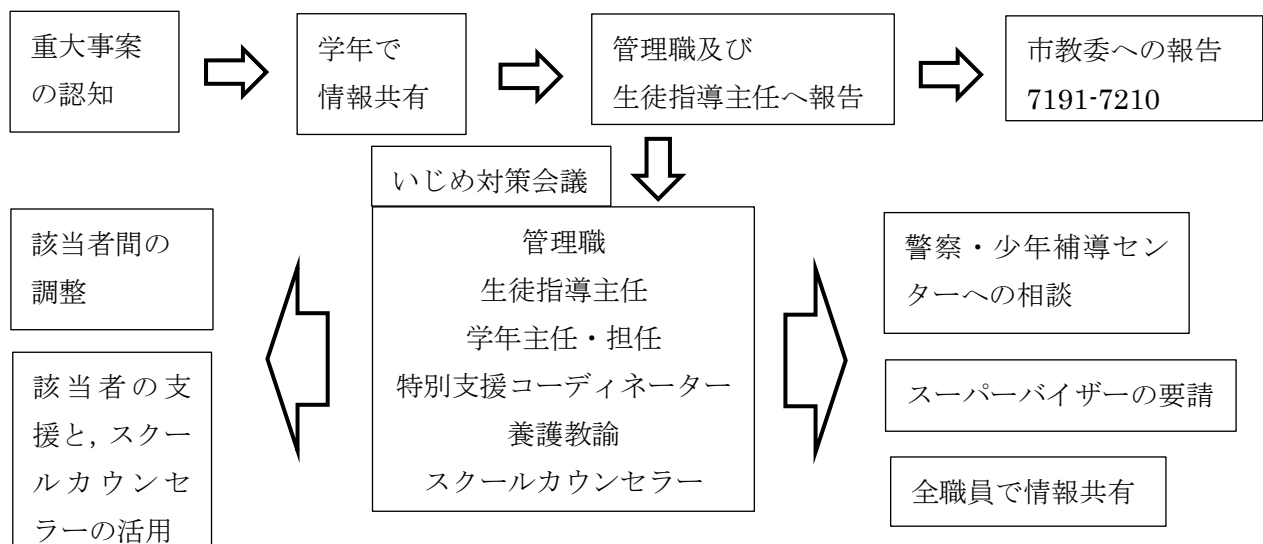
### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28より）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。正確かつ丁寧に説明を行う。
- ②市教委と相談の上、いじめ対策会議を立ち上げる
- ③必要に応じてスーパーバイザーの派遣を要請する。
- ④必要に応じて関係機関と連絡をとる。

### 【重大事案発生時の対応】



## 8. その他

「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、話し合いのうえで改善を図る。